

認定連携法曹基礎課程を置く学部 3+2法曹コースの実態調査

【概要】

調査対象 : 令和3年5月1日時点で認定連携法曹課程を置く学部
(法曹養成連携協定を締結している法学部等) 計37の法曹コース

調査基準日 : 令和3年5月1日

1

-
1. 基礎情報
 2. 法曹コースの概要
 3. 教育課程
 4. 学生への指導
 5. その他
 6. コロナ禍における法曹コースの授業、試験
-

2

1. 基礎情報

1. 法曹養成連携協定の締結状況

法曹コース数・・・37コース
協定数・・・64協定（37の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数）

自大学法科大学院との連携以外にも、法科大学院を有しない大学の法学部等が他大学法科大学院と協定を締結。法曹養成の裾野が拡大しつつ、地理的に離れた大学間には、日常的な工夫が不可欠。

■ 自大学法科大学院がない法曹コース・・・・・・・・・・ 8コース（※いずれも、法科大学院を廃止した経緯あり）
（北海学園、新潟、信州、明治学院、立教、西南学院、熊本、鹿児島）

■ 地方大学卒の対象となる法曹コース・・・・・・・・・・ 4コース
※地方大学とは、直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学及び大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする。
（新潟、信州、熊本、鹿児島）

■ 遠隔地(他都県)の法科大学院と協定締結している法曹コース・・・・ 8コース
（新潟、信州、明治学院、同志社、立命館、西南学院、熊本、鹿児島）

■ 3以上の協定を締結している法曹コース・・・・・・・・ 8コース

- ・新潟大学×4法科大学院（東北、神戸、慶應、中央）
- ・熊本大学×4法科大学院（神戸、九州、中央、早稲田）
- ・鹿児島大学×4法科大学院（千葉、神戸、九州、中央）
- ・明治大学×3法科大学院（慶應、中央、明治）
- ・明治学院大学×6法科大学院（千葉、東京都立、慶應、中央、明治大学、早稲田）
- ・立教大学×3法科大学院（慶應、中央、早稲田）
- ・立命館大学×4法科大学院（立命館、名古屋、神戸、中央）
- ・西南学院大学×5法科大学院（九州、学習院、中央、早稲田、同志社）

2. 各法曹コースの定員等①-1

法曹コースを置く大学	連携先法科大学院	授業開始時期	定員	1年次在籍者	2年次在籍者	3年次在籍者
北海道大学	北海道大学	学部2年次前期(4月～9月)	30名程度	なし	未	29
東北大学	東北大学	学部1年次後期(10月～3月)	1学年あたり30名程度	なし	38	47
千葉大学	千葉大学	学部1年次後期(10月～3月)	15名程度	未	17	7
東京大学	東京大学	学部2年次前期(4月～9月)	なし	なし	なし	76
一橋大学	一橋大学	その他	25名程度	なし	31	23
新潟大学	慶應義塾大学、神戸大学、中央大学、東北大学	学部1年次前期(4月～9月)	なし	84	55	29
金沢大学	金沢大学	学部1年次後期(10月～3月)	30	54	47	13
信州大学	慶應義塾大学、中央大学	学部2年次前期(4月～9月)	10	なし	7	2
名古屋大学	名古屋大学	学部1年次後期(10月～3月)	20	なし	17	25
京都大学	京都大学	学部1年次前期(4月～9月)	なし	なし	なし	47
大阪大学	大阪大学	学部1年次後期(10月～3月)	2年次30名、3年次20名	なし	34	20
神戸大学	神戸大学	学部2年次前期(4月～9月)	1学年あたり40名程度	未	33	27
岡山大学	岡山大学	学部1年次前期(4月～9月)	40	なし	19	22
広島大学	広島大学	学部2年次前期(4月～9月)	なし	未	13	
九州大学	九州大学	その他	1学年あたり30名程度	なし	未	24
熊本大学	九州大学、神戸大学、早稲田大学、中央大学	学部1年次前期(4月～9月)	20	なし	17	14
鹿児島大学	神戸大学、千葉大学、中央大学、九州大学	学部1年次前期(4月～9月)	なし	なし	5	5
東京都立大学	東京都立大学	学部1年次前期(4月～9月)	20名程度(※ ¹)	なし	12	8
大阪市立大学	大阪市立大学	学部1年次後期(10月～3月)	20	なし	なし	3

(次ページ続く)

(注) 各年次在籍者欄の表記について

- 「なし」・・・制度上法曹コース登録がない又は今年度中の登録がない。
- 「未」・・・令和3年6月1日時点では法曹コース登録はないが、それ以降、年度内に法曹コース登録を行うもの。
- 斜線・・・令和3年度の2年次生から法曹コースを開設したため3年次生が不在。
- 3年次在籍者はあくまで令和3年6月1日時点での人数であり、全ての学生が早期卒業をするとは限らない。

2. 各法曹コースの定員等①-2

法曹コースを置く大学	連携先法科大学院	授業開始時期	定員	1年次在籍者	2年次在籍者	3年次在籍者
北海学園大学	北海道大学	学部2年次前期(4月～9月)	なし	なし	13	12
慶應義塾大学	慶應義塾大学	学部1年次前期(4月～9月)	なし	なし	なし	75(※ ¹)
上智大学	上智大学	学部2年次前期(4月～9月)	30	なし	32	18
創価大学	創価大学	学部1年次前期(4月～9月)	25	16	22	20
中央大学	中央大学	学部2年次前期(4月～9月)	なし(※ ¹)	なし	132	80
日本大学	日本大学	その他	なし	51	50	39
法政大学	法政大学	学部2年次前期(4月～9月)	20	なし	20	15
明治大学	明治大学、慶應義塾大学、中央大学	学部1年次前期(4月～9月)	80	なし	136	62
明治学院大学	千葉大学、東京都立大学、慶應義塾大学、中央大学、明治大学、早稲田大学	学部2年次前期(4月～9月)	30	なし	28	12
立教大学	早稲田大学、慶應義塾大学、中央大学	学部2年次前期(4月～9月)	約20名	なし	17	
早稲田大学	早稲田大学	学部1年次前期(4月～9月)	希望者は全員登録可能	未	138	84
愛知大学	愛知大学	学部2年次前期(4月～9月)	特に設けないが5名程度	なし	なし	
同志社大学	神戸大学、同志社大学	学部1年次前期(4月～9月)	50	なし	なし	28(※ ²)
立命館大学	立命館大学、名古屋大学、神戸大学、中央大学	学部1年次前期(4月～9月)	なし(※ ¹)	なし	66	49
関西大学	関西大学	学部2年次前期(4月～9月)	約50名	なし	42	52
関西学院大学	関西学院大学	学部2年次前期(4月～9月)	50	なし	40	40
西南学院大学	早稲田大学、同志社大学、学習院大学、中央大学、九州大学	学部2年次前期(4月～9月)	30	なし	26	29
福岡大学	福岡大学	学部2年次前期(4月～9月)	10	なし	6	

(注) 各年次在籍者欄の表記について

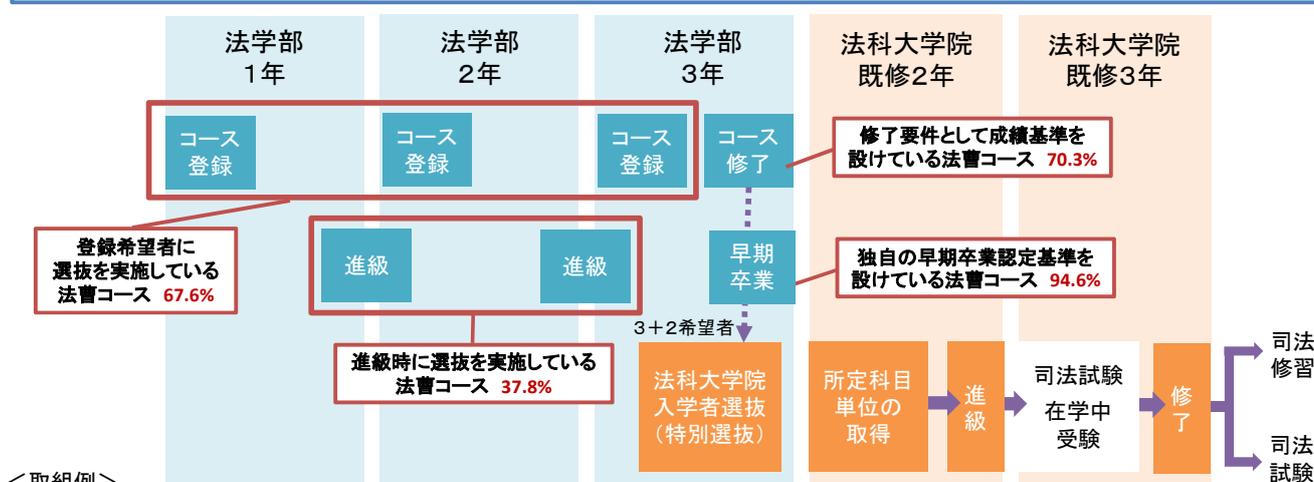
- 「なし」・・・制度上法曹コース登録がない又は今年度中の登録がない。
- 「未」・・・令和3年6月1日時点では法曹コース登録はないが、それ以降、年度内に法曹コース登録を行うもの。
- 斜線・・・令和3年度の2年次生から法曹コースを開設したため3年次生が不在。
- 3年次在籍者はあくまで令和3年6月1日時点での人数であり、全ての学生が早期卒業をするとは限らない。
- 慶應義塾大学3年次在籍者(※¹)は、2年次終了時点において早期卒業希望者の数として大学が把握している数を記載。
- 同志社大学3年次在籍者(※²)は、2年次終了時点において法曹コース利用希望者の数として大学が把握している数を記載。
- 定員欄※³は補足説明あり。詳細は「法曹コースの登録時の選抜状況②」を参照。

2. 法曹コースの概要

～選抜、進級、成績評価など～

1. 概要

法曹養成連携協定によって**仕組みは様々だが**、法曹コース登録時・進級時における選抜の実施、法曹コース修了要件や独自の早期卒業認定基準の設定、法科大学院入学者選抜等により、**プロセスとしての法曹養成の中で質を担保するための仕組み**が設けられるとともに、**法曹コースでは、法律実務家や法科大学院教員と連携しながら、法曹という仕事への理解を深めるための取組や、論述能力を涵養するための指導、きめ細やかな学生指導等が実施**されている。



<取組例>

■ 一橋大学

○2年又は3年進級時に登録。GPA上位者より選抜。法曹コース修了要件としてGPA基準を設定。早期卒業には、より高いGPA基準と法科大学院合格が要件。
○連携先の一橋大学法科大学院の修了生の弁護士による「法律実務入門」を開設。授業外でもゼミナール形式の法律文書作成指導を実施。

■ 京都大学

○登録時の選抜はなし。授業は1年前期から開始。法曹コース修了要件として成績基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。
○連携先の京都大学法科大学院の実務家教員による「現代社会と裁判」を開設。法曹の役割への理解を深めるとともに、法科大学院教育への導入を図っている。

■ 中央大学

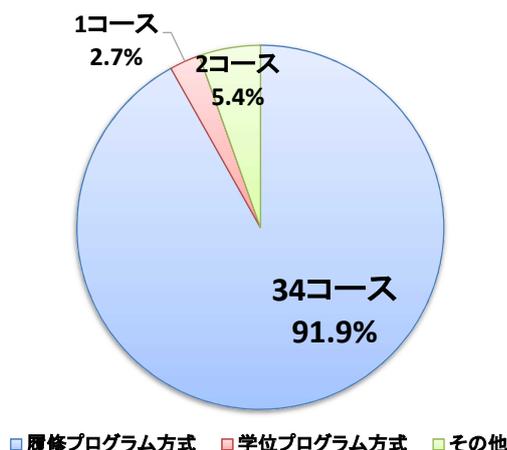
○2年又は3年進級時に登録。2年終了時に選抜試験を実施。法曹コース修了要件としてGPA基準を設定。早期卒業には、独自の認定試験と法科大学院への合格が要件。
○学生が起案した法文書について、研究者教員と実務家教員が連携しながら、解説と添削を行う「実定法特講」と「法曹特講」を法曹コース必修科目として開設。

■ 明治学院大学

○2年進級時に登録。面接を実施し法曹志望度や適性を把握。法曹コース修了要件としてGPA基準を設定。早期卒業は法曹コース修了や法科大学院合格が要件。
○定期試験とは別に知識定着度確認試験（共通到達度確認試験・論文式試験）を実施し、一人一人の学生に結果を踏まえた学修指導を行っている。

2. 法曹コースの開設形態

法曹コースの開設形態は、「学位プログラム方式」「履修プログラム方式」「独立教育プログラム方式」のいずれに該当するか。



- 履修プログラム方式として開設（34コース）。
（法曹コースの選択や離脱が比較的しやすい方式）
- 学位プログラム方式として開設（1コース）
（卒業要件とコース修了要件が一致している方式）
（広島）
- その他回答（2コース）
 - ・ コースの1つとして開設し、学位プログラム方式を基礎としているが、所定の時期におけるコース変更の申請を認める（一橋）
 - ・ 2つのコースあり（日本）
法職課程法曹コース履修プログラム：履修プログラム方式(R2.4)、
法曹コース：学位プログラム方式(R3.4)

参考

- **学位プログラム方式**
法曹コース=学位プログラムとして、学士の学位を取得させるに当たり、学士のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計したプログラム。
- **履修プログラム方式**
学位プログラムの構成要素の一部として、学科・課程やコースの中に、法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された履修プログラム方式として開設。
- **独立教育プログラム方式**
学位プログラムとは別に法科大学院に入学するための能力を修得するために体系的に編成された独立教育プログラムとして開設。独立教育プログラムの一部が学位プログラムに組み込まれていることも可能。



3. 法曹コースの登録時の選抜状況①

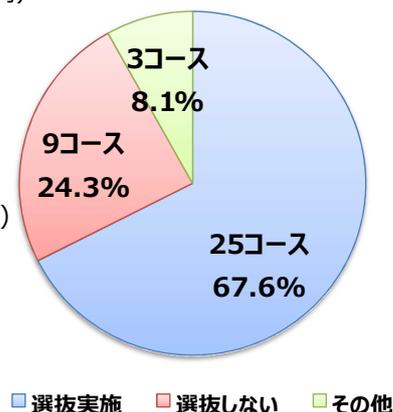
法曹コースを希望する学生に対して選抜を行っているか。行っている場合、どのような方法か。（複数回答可）

- ①応募要件としての成績基準の設定 ②成績による選抜
③法曹コースに登録するための選抜試験の実施 ④個別面談による法曹志望度や適性の把握 ⑤その他

- **選抜あり（25コース）** 下記を組み合わせた選抜が見受けられる。
 - ①応募要件として成績基準を設定している（14コース）
例：コース登録前の履修科目のGPA基準を提示、取得すべき科目の指定
 - ②成績による選抜（15コース）
例：GPAの上位者から選抜
 - ③法曹コースに登録するための選抜試験（5コース）
例：筆記試験や志望理由書の提出（上智、日本、立教、創価、福岡）
 - ④個別面接による志望度の把握（6コース）
（千葉、創価、日本、明治学院、愛知、福岡）
 - ⑤その他
 - ・法曹コースの定員を超える場合のみ、成績等を見る（東北、神戸、九州）
 - ・2年次進級時に出願とする場合と3年次進級時に出願する場合で異なる成績基準を提示（中央）

- **選抜なし（9コース）**
 - 定員がない、あるいは、登録制ではない法曹コース
（北海道、東京、新潟、京都、広島、北海学園、慶應、早稲田）
 - 希望者は全員登録できるが、進級時に成績を見る法曹コース（明治）

- **その他（3コース）**
 - 登録時には選抜はないが、プログラムの必修科目の一部に人数制限があり、当該科目登録時に成績基準が設けられている。（同志社）
 - 法曹コースの前提となる「司法特修」を選択する際にGPA選抜がある。（立命館）
 - 法曹コースの学内規則が定める要件を満たすか否かで判断（鹿児島）



3. 法曹コースの登録時の選抜状況②-1

法曹コースを置く大学名	選抜する	選抜しない	その他	受験者数	合格者数	競争倍率	定員
北海道大学	×	○	×	-	-	-	30名程度
東北大学	○	×	×	-	-	-	1学年あたり30名程度
千葉大学	○	×	×	22	17	1.29	15名程度
東京大学	×	○	×	-	-	-	なし
一橋大学	○	×	×	61	36	1.69	25名程度
新潟大学	×	○	×	-	-	-	なし
金沢大学	○	×	×	13	13	1.00	30
信州大学	○	×	×	7	7	1.00	10
名古屋大学	○	×	×	17	17	1.00	20
京都大学	×	○	×	-	-	-	なし
大阪大学	○	×	×	2年次 34 3年次 37	2年次 34 3年次 20	2年次 1.00 3年次 1.85	2年次 30名 3年次 20名
神戸大学	○	×	×	-	-	-	1学年あたり40名程度
岡山大学	○	×	×	21	19	1.11	40
広島大学	×	○	×	-	-	-	なし
九州大学	○	×	×	-	-	-	1学年あたり30名程度
熊本大学	○	×	×	22	17	1.29	20
鹿児島大学	×	×	○	-	-	-	なし
東京都立大学	○	×	×	16	12	1.33	20名程度(2年進級時選抜では20名程度まで受入可、3年進級時選抜では若干名追加受入可)
大阪市立大学	○	×	×	5	3	1.67	20

(次ページ続く)

11

3. 法曹コースの登録時の選抜状況②-2

法曹コースを置く大学名	選抜する	選抜しない	その他	受験者数	合格者数	競争倍率	定員
北海学園大学	×	○	×	-	-	-	なし
慶應義塾大学	×	○	×	-	-	-	なし
上智大学	○	×	×	38	33	1.15	30
創価大学	○	×	×	20	16	1.25	25
中央大学	○	×	×	-	-	-	法律学科法曹コースを選択する者で、かつ、法科大学院(既修者コース)に進学を希望する者
日本大学	○	×	×	541	174	3.11	なし
法政大学	○	×	×	26	20	1.30	20
明治大学	×	○	×	-	-	-	80
明治学院大学	○	×	×	29	28	1.04	30
立教大学	○	×	×	19	17	1.12	約20名
早稲田大学	×	○	×	-	-	-	希望者は全員登録可能
愛知大学	○	×	×	※R3.4開設	※R3.4開設	-	特に設けないが5名程度
同志社大学	×	×	○	-	-	-	50
立命館大学	×	×	○	-	-	-	法曹進路プログラムの定員は設けていないが、法曹進路プログラムは司法特修を選択する学生(定員105名)のみが履修できるプログラムである
関西大学	○	×	×	58	42	1.38	約50名
関西学院大学	○	×	×	65	40	1.63	50
西南学院大学	○	×	×	30	26	1.15	30
福岡大学	○	×	×	10	6	1.67	10

12

4. 法曹コースの進級・選抜

法曹コースに在籍する学生が進級する際に、何らかの選抜を行っているか。(複数回答可)

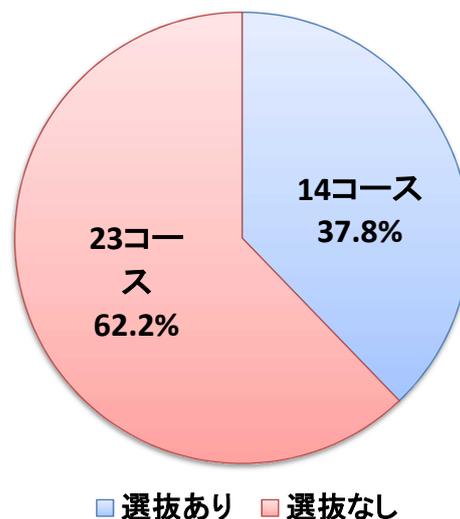
- ①在学中の成績による選抜
- ②進級するための選抜試験の実施
- ③個別面談による適性の把握
- ④その他

■ 進級する際に、選抜あり (14コース)

- 在学成績 (信州、大阪、九州、東京都立、上智、日本、立教、西南学院)
- 個別面談 (東京都立、創価、日本、明治学院)
- その他：3年次進級時に、選抜試験を行う (中央、明治)
必要単位を修得できない等の事情があれば登録抹消 (千葉、神戸)

■ 選抜なし (23コース)

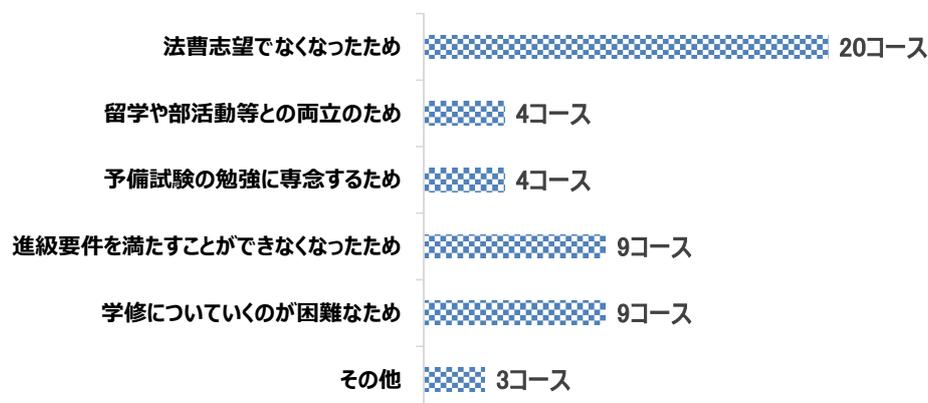
- (北海道、東北、東京、一橋、新潟、金沢、名古屋、京都、岡山、広島、熊本、鹿児島、大阪市立、北海学園、慶應、法政、早稲田、愛知、同志社、立命館、関西、関西学院、福岡)



5. 進級等による在籍者数の変化

法曹コース在籍者数が令和2年度より減少した主な理由として、把握している理由と、最も対象となる数が多いと考えられる理由は何か。(複数回答可)

- ①法曹志望でなくなったため
- ②留学や部活動等との両立のため
- ③予備試験の勉強に専念するため
- ④進級要件を満たすことができなくなったため
- ⑤学修についていくのが困難なため
- ⑥その他



○法曹コース在籍者のうち、途中で辞める学生の主な理由については、最も多いのは、「法曹志望でなくなったため」(20コース)だが、「進級要件を満たすことができなかった」(9コース)、「学修についていくのが困難」(9コース)、「留学や部活動との両立のため」(4コース)との回答が続く。

○他方、「予備試験の勉強に専念するため」(4コース)という回答もある。

6. 法曹コースの成績評価基準

法曹コースの成績評価について、大学全体・法曹コースを置く学部と異なる成績評価基準を設けているか。
(例えば、大学全体では100点(最高点)～80点を秀、79点～70点を優、69点～60点を可、59点以下を不可としているが、法学部や法学部の中でも法曹コースは別の取り扱いをしている場合等)

■ 大学全体と同じ成績評価基準 (24コース)

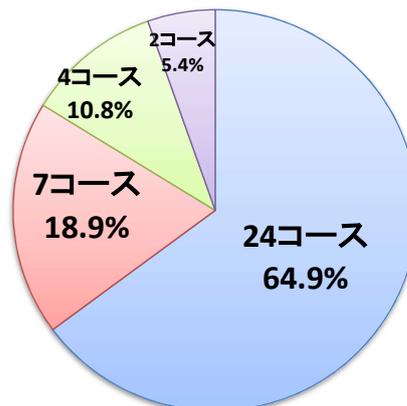
(北海道、一橋、新潟、信州、名古屋、大阪、神戸、岡山、広島、九州、鹿児島、東京都立、大阪市立、北海学園、慶應義塾、上智、法政、明治、立教、同志社、立命館、関西、関西学院、福岡)

■ 法学部と同じ成績評価基準 (7コース)

(東京、京都、熊本、中央、日本、早稲田、西南学院)

■ 法曹コース独自の成績評価基準を設けている法曹コース (4コース)

(東北、千葉、明治学院、愛知)



■ 大学全体と同じ ■ 学部・学科と同じ ■ 法曹コース独自 ■ その他

15

7. 法曹コースの修了要件

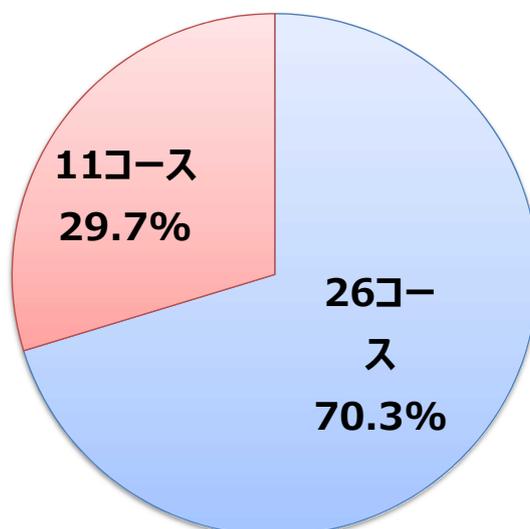
法曹コースの修了要件として、GPA等の成績基準を設けているか。

■ 法曹コース修了要件としてGPA等の成績基準を設けている (26コース)

○成績基準は、各法曹コースで様々であるが、GPA2.5以上、2.8以上、3.0以上、3.3以上など。

■ 設けていない (11コース)

(東北、新潟、東京、岡山、鹿児島、慶應、法政、立教、早稲田、関西、西南学院)



■ 設けている ■ 設けていない

16

8. 早期卒業の認定基準

法曹コースの早期卒業について、大学全体と異なる早期卒業認定基準を設けているか。

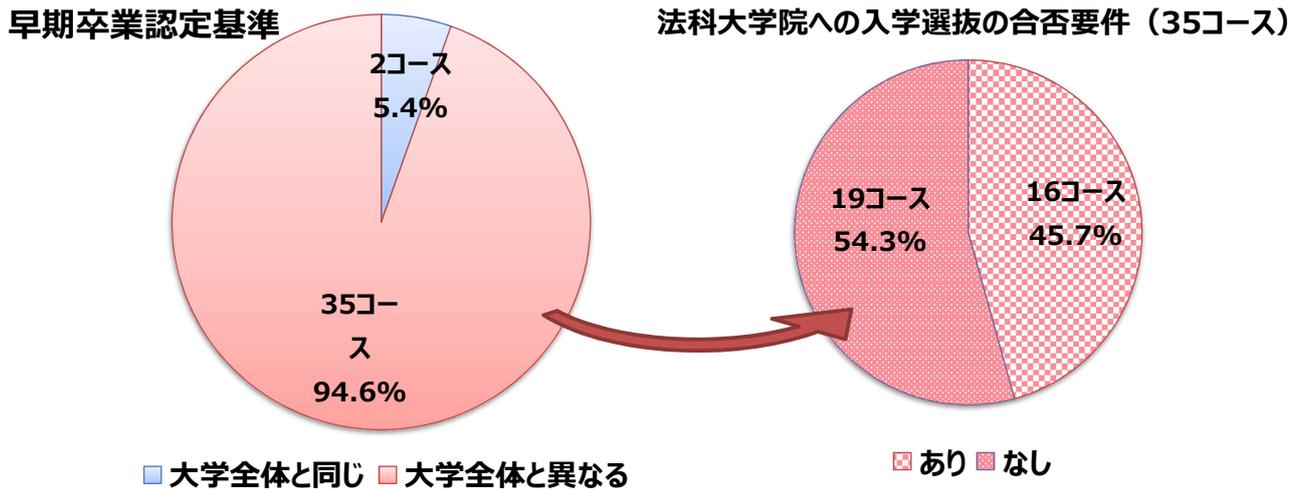
■ 大学全体と異なる早期卒業認定基準を設けている（35コース）

大学全体と同じ早期卒業認定基準をもうけているのが2コース（信州、大阪市立）。

■ 大学全体と異なる早期卒業認定基準を設けている35コースのうち、

16コースが法科大学院への入学選抜試験の合否を要件としている。

（北海道、東北、一橋、名古屋、京都、広島、九州、熊本、東京都立、慶應義塾、中央、明治学院、立教、立命館、関西、関西学院）



17

9. 早期卒業を希望する学生の支援

早期卒業を希望する学生が早期卒業制度を活用できるような、適切な学修支援を実施するために、どのような体制を構築しているのか。【自由記述】

○学修指導教員、アドバイザー教員などを配置し、学修その他の修学について助言

（北海道、新潟、大阪、京都、広島、東京都立、中央、立命館など）

○履修登録単位数の上限を解除

- ・各セメスターの履修単位の上限を緩和する特則を置く（東京）
- ・最終学年（3年次）の履修単位の上限を緩和する特則を置く（早稲田）
- ・直近の学期までの成績がGPAで2.5以上である者は、履修登録単位数の上限を解除（金沢）
- ・2年次、3年次にそれぞれ4単位ずつ履修単位の上限を緩和（中央）

○面談等で個別に履修・進路指導

（東北、九州、熊本、鹿児島、上智、明治学院、早稲田）

<その他>

○1年次からモデル時間割を提示し、学生の主体的な学修を確保。早期卒業要件を充足する可能とする履修計画を示している。ゼミナールの単位を3年次に取得することを認め、卒業論文の執筆指導も行っている。

法曹コース在籍者は、課外で弁護士の法律文書作成指導を受けられる。（一橋）

○学修支援委員会を設置（早期卒業希望者の学修支援に必要な情報を収集・分析して、学修指導教員に提供する）
（京都）

○基本7法を専門とする教員15名で、法曹養成プログラム対応演習（ゼミ）を担当し、早期から答案作成の個別指導を受けられる。（北海学園）

○修了生弁護士がチューターとして正課内外のゼミ・学修相談を行う。チューターと学部教員は定期的に打合せを行う。

（上智） 18

3. 教育課程

～法科大学院との連携、教育上の工夫など～

1. 法曹コースに関する教育課程①

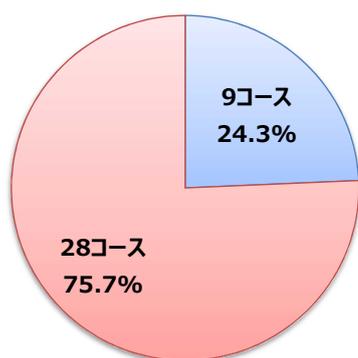
連携先の法科大学院と共同開講している科目はあるか。

■ 9コースが連携先の法科大学院との共同開講科目を開設

- うち4コースでは、法曹コースの学生のために、もしくは優先的に履修を認めている

■ 共同開講している科目の区分

- 法律基本科目（基礎科目）… 3コース
- 法学基礎・隣接科目… 1コース
- 上記以外の科目… 5コース



■ 共同開講あり ■ 共同開講していない

■ 共同開講している趣旨・科目の例

- 早い段階から法曹という仕事や法科大学院への進学を意識させるため、連携法科大学院を修了した様々な法曹による導入講義を共同開講（早稲田）
- 法科大学院の1年次配当の法律基本科目（基礎科目）を共同開講し、法科大学院での学修を経験する機会を提供（岡山）
- 法科大学院2年次配当の法律基本科目（基礎科目）を共同開講することで、法曹コースの学生に更なる学修と先行履修の機会を提供（一橋）
- 連携法科大学院進学後に既修得単位認定を受けることも念頭に、複数の法学基礎・隣接科目を共同開講（千葉、上智、創価）
- 法曹コースの学生に、倒産法、経済法、国際私法、などの科目を共同開講することにより、先端的な学修機会を提供（東京、名古屋、京都）

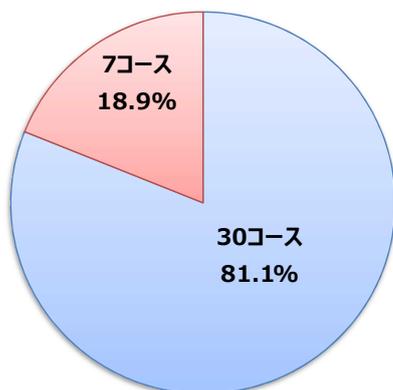
1. 法曹コースに関する教育課程②

法科大学院との共同開講ではないが、法科大学院教員が担当する科目はあるか。

■ 30コースが連携先の法科大学院教員が担当する科目を開設

○うち12コースでは、法曹コースの学生のために、もしくは優先的に履修を認めている

■ 30コースのうち、10コースでは、実務家教員が担当



■ 法科大学院教員担当科目あり

■ 法科大学院教員担当科目なし

■ 法科大学院教員が担当する趣旨・科目の例

○複数の連携法科大学院の教員がオムニバス形式で担当する科目を開講し、法科大学院教育に触れる機会を提供（新潟）

○実務家教員により、法曹への関心を高めたり、法科大学院教育への導入を行うもの（京都、大阪市立、関西）

○少人数・双方向の授業やより高度な内容の授業を提供するもの（金沢、九州、創価、関西、立命館、福岡）

○実務家教員等により、論述能力を涵養するための指導を行うもの（名古屋、岡山、広島、東京都立、法政、早稲田、同志社、関西学院）

○法曹養成連携協定等に基づいて開講するもの（日本、同志社）

○法学部の教員の多くが法科大学院の教員を兼務するなど、日常的に連携を行っているもの（北海道、東北、東京、一橋、京都、大阪、上智、早稲田）

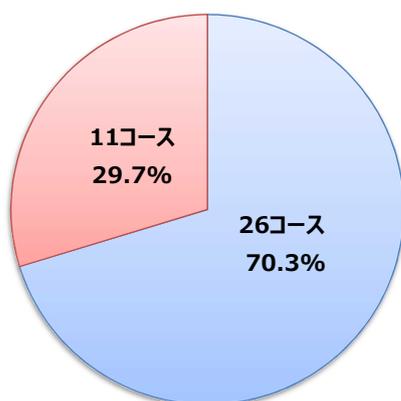
21

1. 法曹コースに関する教育課程③

連携先の法科大学院との共同開講科目・法科大学院教員が担当する科目の他に、授業の一部で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士など）の協力を仰いでいる科目はあるか。

■ 26コースが法科大学院教員が担当する科目以外で法律実務家が参画する授業を開設

○うち9コースでは、法曹コースの学生のために、もしくは優先的に履修を認めている



■ 法律実務家の協力あり

■ 法律実務家の協力なし

■ 法律実務家が参画する趣旨・科目の例

○裁判官、検察官、弁護士などの法律実務家によるオムニバス形式の講義等により、法律実務の多様性や魅力について理解を深めるもの（北海道、一橋、金沢、信州、京都、神戸、大阪市立、中央、明治、早稲田、関西学院）

○法文書を作成するなどして、論述能力を涵養するための指導を行うもの（新潟、大阪、上智、中央、明治学院、立教、同志社、関西）

○要件事実論の学修、模擬裁判、模擬法律相談等の臨床法学教育を行うもの（神戸、熊本、立命館）

○裁判傍聴、刑務所訪問等のフィールドワークや企業法務部や弁護士事務所でインターンシップを行うもの（北海道、神戸、金沢）

22

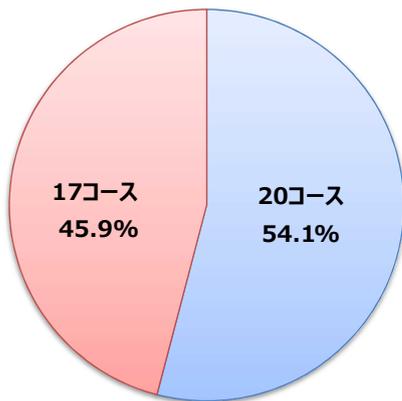
1. 法曹コースに関する教育課程④

授業外で法律実務家（裁判官・検察官・弁護士など）が学生指導に参画する機会を設けているか。

■ 20コースが授業外で法律実務家が学生指導に参画する機会を設けている

■ 法律実務家が参画している例

- 裁判官、検察官、弁護士等による講演会等の開催（東京、九州、東京都立、関西）



■ 機会あり ■ 機会なし

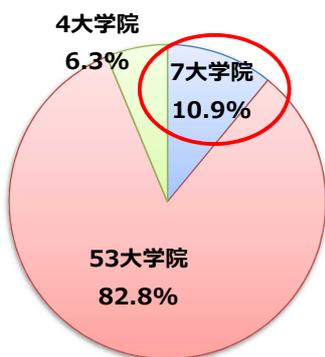
- 最高裁判所、地方検察庁、弁護士事務所等の職場見学の実施（東北、早稲田）
- 法律事務所体験やインターンシップの実施（早稲田、関西）
- 課外講座として、ゼミや法律文書の作成指導等を実施（一橋、上智、明治、同志社、福岡）
- 進路や学修に関する相談体制の整備（岡山、熊本、上智）
- 研究所やセンターなど附属機関等に所属する学生に向けて、課外講座や学修相談、職場見学等の機会を提供（慶應義塾、創価、日本、立教、立命館）
- 連携先法科大学院の課外講座への特別参加、入学前の特別選抜合格者を対象とした連携先法科大学院の教育補助講師による学修指導（明治学院）

2. 連携法科大学院との円滑な接続①

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

① 連携法科大学院の授業を科目等履修しようとする学生に対する配慮

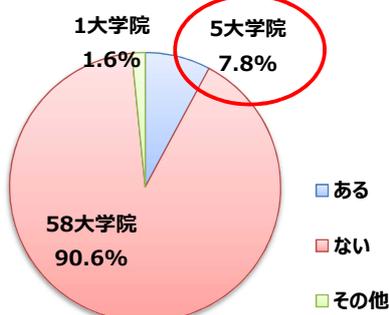
調査対象：64協定
(37の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数)



<一例>

- 法曹コースの必修科目と時間割が重ならないようにする等、カリキュラムの確認（大阪×大阪大学法科大学院、上智×上智大学法科大学院、創価×創価大学法科大学院、関西×関西大学法科大学院）
- 科目等履修の対象科目は、土曜日開講、集中講義とする（東北×東北大学法科大学院）
- 「大学院科目早期履修制度」を導入
学部3年次生を対象に16単位を上限として法科大学院の科目を履修（日本×日本大学法科大学院）
- 科目等履修で修得した単位を連携先法科大学院の修得単位として認定（明治×明治大学法科大学院）

② 授業で使用する教材の統一



<一例>

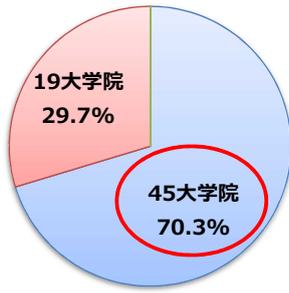
- 共同開講科目や法曹コースと法科大学院双方の授業を担当する場合等に同一の教科書その他の教材を使用（岡山×岡山大学法科大学院、千葉×千葉大学法科大学院、東京×東京大学法科大学院、名古屋×名古屋大学法科大学院、創価×創価大学法科大学院）

2. 連携法科大学院との円滑な接続②

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

③ 法科大学院教育を意識して、少人数かつ双方向又は多方向で行う科目の開設

調査対象：64協定
(37の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数)



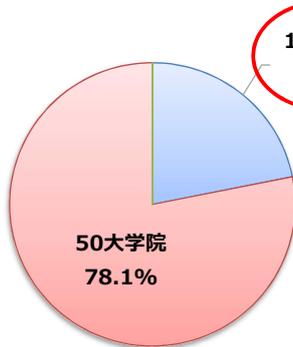
<一例>

- 演習科目の授業（事例問題の検討、論文指導など）は、少人数・双方向・多方向で行う。（法科大学院教員や実務家が授業をする場合もあり※下線部）

（北海道、東北、千葉、東京、一橋、新潟、金沢、大阪、京都、神戸、岡山、広島、九州、東京都立、上智、創価、中央、日本、法政、明治、明治学院、早稲田、同志社、立命館、関西、関西学院、西南学院、福岡）

- 法科大学院教員と連携して、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎的な内容についてオンラインを用いて少人数・双方向の授業を行った。（熊本×九州大学大学院法務学府）

④ 法科大学院における教育の導入としての科目の開設



<一例>

- 2年次の法学演習で、法情報検索、法律問題の論述等の基本的、入門的な教育を行う。（千葉）

- 法科大学院で開設されるほとんどの科目について（法制史や比較法も含め）理論的な知見を含む高度な内容の授業を提供（東京）

- 「法解釈基礎」「応用法律」「LS架橋演習」「会社法特講」「法曹養成基礎」など（北海道、神戸、岡山、広島、九州、東京都立、上智、日本、法政、早稲田、同志社、関西学院）

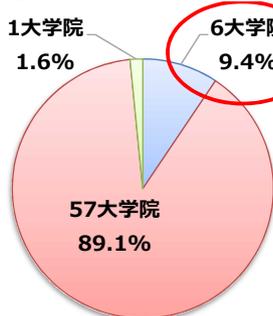
25

2. 連携法科大学院との円滑な接続③

法曹コースと連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置について

⑤ 法科大学院と同じ演習問題の事案等を活用

調査対象：64協定
(37の法曹コースがそれぞれの法科大学院と締結した協定数)

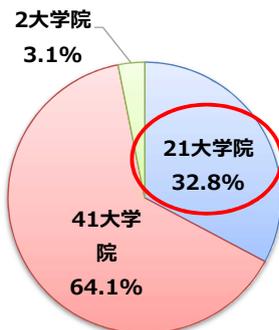


<一例>

- 法科大学院教員が担当する科目、法科大学院を意識した導入的な科目において、同じ演習問題の事案等を活用

（千葉×千葉大学法科大学院、名古屋×名古屋大学法科大学院、広島×広島大学法科大学院、九州×九州大学法科大学院、早稲田×早稲田大学法科大学院、関西学院×関西学院大学法科大学院）

⑥ 法科大学院の教員と法曹コースの教員が授業内容の共有や打合せを行っている



<一例>

- 共同開講科目や法科大学院が担当する科目がある場合など、日常的に打合せを行っている。（北海道、東北、千葉、東京、一橋、名古屋、岡山、九州、東京都立、大阪市立、愛知、福岡）

- 演習科目における成績評価方法の確認などを行う。（慶應）

- 法務演習を担当する法科大学院の教員や実務家教員と、定期的に協議会を実施し、授業内容や学生に関する情報共有としている。（創価）

- 法科大学院、法曹コースそれぞれのとりまとめの担当教員同士で定期的に打合せをしている。（上智、中央）

26

3. 法曹コースのFD活動や特色ある取組

法曹コースの授業科目について、授業評価、授業参観等のFD活動【自由記述】

多くの法曹コースで、学生への授業評価アンケートを実施し、担当教員へフィードバックを実施。
特徴的なものとして、

- 連携法科大学院と合同FDを実施（金沢、立命館）
- 連携法科大学院の授業やFD集会に、法曹コースの教員が参加（日本、大阪市立）
- 法曹コース教員相互の授業参観（神戸）
- 教員に対するアンケートで指導実感等を把握（信州）
- オンライン授業などに関する意見交換、グッドプラクティスなどの共有（東京、熊本）
- 法曹コース学生の成績を共有、指導方針等の確認、授業時の留意事項について教員間で情報共有（東京都立）

各大学の法曹コースにおける特色ある取組（アピールポイント）【自由記述】

- 法曹コース奨学金の設置、論述能力の涵養に関する長期プログラム、法科大学院の春期講習セミナーへの参加（東北）
- 連携法科大学院修了生による指導（一橋）
- 法曹関係者の協力により、3年次で実習系科目（契約法演習、捜査法務演習、裁判法務実習）を必修化（信州）
- 修了生弁護士がアドバイザーとして指導、連携法科大学院の自習室や資料室の利用が可能（岡山）
- 法科大学院の教員以外にも、弁護士、司法書士、行政機関での実務家などが科目を担当し、大学での科目と実社会の接続を持たせるようにしている（広島）
- できるだけミスマッチを防ぐ目的で、最初の専攻教育科目の履修(2年次前期)後に法曹コースへ登録（九州）
- 法曹コース登録は2年次前期だが、1年次前期から「法学特修クラス」があり、推薦入試時点で当該クラスの所属を決定（熊本）
- 演習科目における論文指導、連携先法科大学院の授業を無料で受講可（単位取得可）、夜間授業あり（北海学園）
- 法曹コース生は、法科大学院生と同様に、学修支援スペースの利用が可能（立教）
- 法科大学院未修1年次の必修授業をすべて履修できる（愛知）
- 法律文書作成練習、若手弁護士との交流機会、法律事務所への職業体験を実施（関西）
- 少人数教育による一人一人の長所や弱点・個性に応じたきめ細かな指導（上智）

27

4. 学生への指導

～学生の様子、広報活動など～

1. 法曹志望者の学生指導や広報活動

法曹志望者への学生指導について、工夫・配慮している点【自由記述】

- クラス担任制やアドバイザー制の導入（法曹コースと連携法科大学院の双方の教員が学修支援・進路相談にあたる）
- 定期的な面談の実施
- 法曹コース希望者への説明会、ガイダンス、進路相談の実施

<その他>

- 授業内外で、法曹実務家と交流する機会を設ける（東京）
- 定期試験とは別に、法曹コース生に対して知識定着度確認試験（択一式は共通到達度確認試験を活用、論述式は新規作問）を実施（明治学院）

法曹コースの学生からの主な質問【自由記述】

- 法曹コース制度に関すること（コースのメリットなど）、選抜に関すること（成績基準など）
- 入試に関すること（受験資格、併願、受験勉強、法科大学院の学費など）
- 早期卒業制度に関すること
- 既修得単位に関すること

法曹コースや法科大学院の登録者・入学者（希望者・予定者を含む）に対する広報活動【自由記述】

- 在学生に対するガイダンスや説明会の開催
- 高校生、入学希望者への広報
 - ・高校生向けのオープンキャンパス、高校訪問、入学案内、ホームページ等で積極的に説明（金沢、信州、九州、熊本、東京都立、北海学園、創価、立教、明治学院、関西学院）

→ 特に、法科大学院を廃止した大学からは、法曹コースは、法曹養成の道として新たに印象付けることができるため、積極的に広報しているとの回答があった。

29

2. 法曹コースの学生の様子

法曹コースの学生の様子【自由記述】

回答が多かったものは、以下のとおり。

- 明確に法曹を志望し、法科大学院進学を見据え、意欲や熱意がある
 - ・熱心に学修する優秀な学生が多いと評価されている。
 - ・多様性を持った学生が集まっている。
 - ・自ら情報収集して、進学先を検討するなど目標に向けた着実な歩みが見られる。
 - ・法曹コースに在籍すること自体が学生へのインセンティブとなり、互いに研鑽を積んでいる。
 - ・1年次の段階から、専門科目の学修意欲が高い。

○授業の負担など

- ・意欲も高く成績も優秀だが、早期卒業基準が厳格であり不安な学生もいる。

○モチベーション維持が大変

- ・途中で挫折して、法曹コースを辞退する学生もわずかにみられる。
- ・司法試験勉強に耐えうる学生とそうでない学生に分かれていく。

○その他

- ・法科大学院に進学できるのか不安に思っている。
- ・（地方公務員志望が多いため）法曹を第一志望とする学生は相対的に少なく、地域に根差した法曹の魅力のどのようにアピールするかが課題である。
- ・優秀な学生ほど、予備試験の合格を目指す傾向がある。

30

5. その他

～連携協議会、法曹コース運営など～

31

1. 連携法科大学院との連携

法曹コース連携協議会

■ 連携協議会を設置（37コース）



■ メンバー

法曹コース側は、法学部長、法曹コース長、法学部教授など。
法科大学院側は、法科大学院長、入試担当教員など。

■ 内容

法曹コースのカリキュラムや開設科目の確認、在籍者数の動き、
学生の学修・成績状況、FD活動方針、入試状況など。

■ 開催頻度

年1回のところから、毎月1回のところまで様々。

地理的に離れている場合や複数の法科大学院との連携における工夫

- 会議等をオンラインで実施。（新潟、信州、明治、明治学院、同志社、関西、関西学院）
- 担当者の経験主義や異動に影響されず、組織的かつ適切な運営が確保できるように、連携の在り方を明文化。様々な問題に対しても、連携協定に照らし、組織的な協議を重ねて対処。（法政）
- 連携先の各法科大学院の教育方針を一層理解し、進学希望の学生指導に具体的に活かすことを目指す。（立教）
- 法曹コース担当の教員が法科大学院の関連教員（専攻長、入試委員、教務委員）とメール・電話・web会議で日常的に情報交換をしている。（東京都立）

32

2. 法曹養成連携協定の締結状況

法曹養成連携協定を締結して良かったと感じる点

- 法科大学院がないが、協定により、法曹志望の学生の希望に応えられるようになった。
- 特別選抜制度もあり、法科大学院進学への関心が高まった。
- 特別選抜制度により、学部成績が法科大学院進学に直接関係するため、学部での勉学に大きな励みとなる。
- 連携先法科大学院の教員の授業を履修する機会が得られたため、進学希望者が増加した。
- 協定締結により、学部の教育内容の見直しを行うことができた。
- 法科大学院進学に向けて、具体的な目標を示した上で指導ができるようになった。
- 法科大学院教員や実務家教員と接する機会ができた。
- 法曹を育てるという目標に向かって、教職員が一丸となり、チームワークが強化された。

連携法科大学院への期待・要望

- コロナ禍だが、連携先法科大学院のキャンパスを見学したり意見交換できる機会があればよい。
- 複数校と協定締結している場合、特別選抜出願書類について、例えば、共通様式のようなものがあると便利。
- 法科大学院修了生の同窓会組織と連携できると良い。
- コロナ禍で連携に限界が感じられるが、今後、連携先法科大学院教員に、法曹コースでの科目を担当してもらい、ガイダンスを実施してもらいなど検討したい。
- 連携先法科大学院修了生の法曹（特に若手弁護士）による論文指導などの協力を得たい。
- 学部・法科大学院一貫して学生を指導するメンター的な教員を配置したい。
- 連携先法科大学院に進学後の学生の様子を教えて欲しい。

33

3. 法曹コース運営や実務家団体への期待

法曹コースの運営に関して困っていること・不安なこと

- 法曹コースで勉学に励むほど、在学中に予備試験に合格する可能性が高まること。
- 複数校と締結する場合、最も厳しい条件の法科大学院に教育内容を合わせるため、学生の負担が大きくなっていること。
- コロナ禍でオンライン授業が中心であり、実践的な指導ができていないかどうか不安なこと。
- コロナ禍で、連携法科大学院との連携もオンライン中心であること。
- 科目の増設やきめ細かな論述能力を涵養するための指導など、教員の負担が増加。
- 新しい制度であり、すべて手探りであること。
- 制度開始時期であり、ロールモデルとなる先輩がいないこと。
- 4年卒業を目指した方が良いと思われる学生もおり、早期卒業希望者と混在し、カリキュラム運営が難しいこと。
- 法曹コースを辞めた学生に対する学修支援は、大きな課題である。
- 法曹コースの学生も一般選抜で連携先以外の法科大学院に進学できること。

地元の裁判所・検察庁・弁護士会などの実務家団体に期待すること

- 「現時点も、十分な支援や協力を得られている」との回答もある一方で、
- 法曹コースの運営には、地元の裁判所、検察庁、弁護士会からの協力は不可欠だと考える。
(特に若手の法曹と交流する機会は、学生の意欲につながるので重要)
 - 現役法曹の影響力は非常に大きく、法科大学院同様、教員派遣が行われるとありがたい。
 - 裁判所、検察庁、弁護士事務所等の実地見学を伴った業務説明会があるとありがたい。
 - 法曹志望の裾野が広がるよう、法曹コース学生等に対する公募奨学金の機会を拡充して頂きたい。

34

6. コロナ禍における法曹コースの授業、定期試験

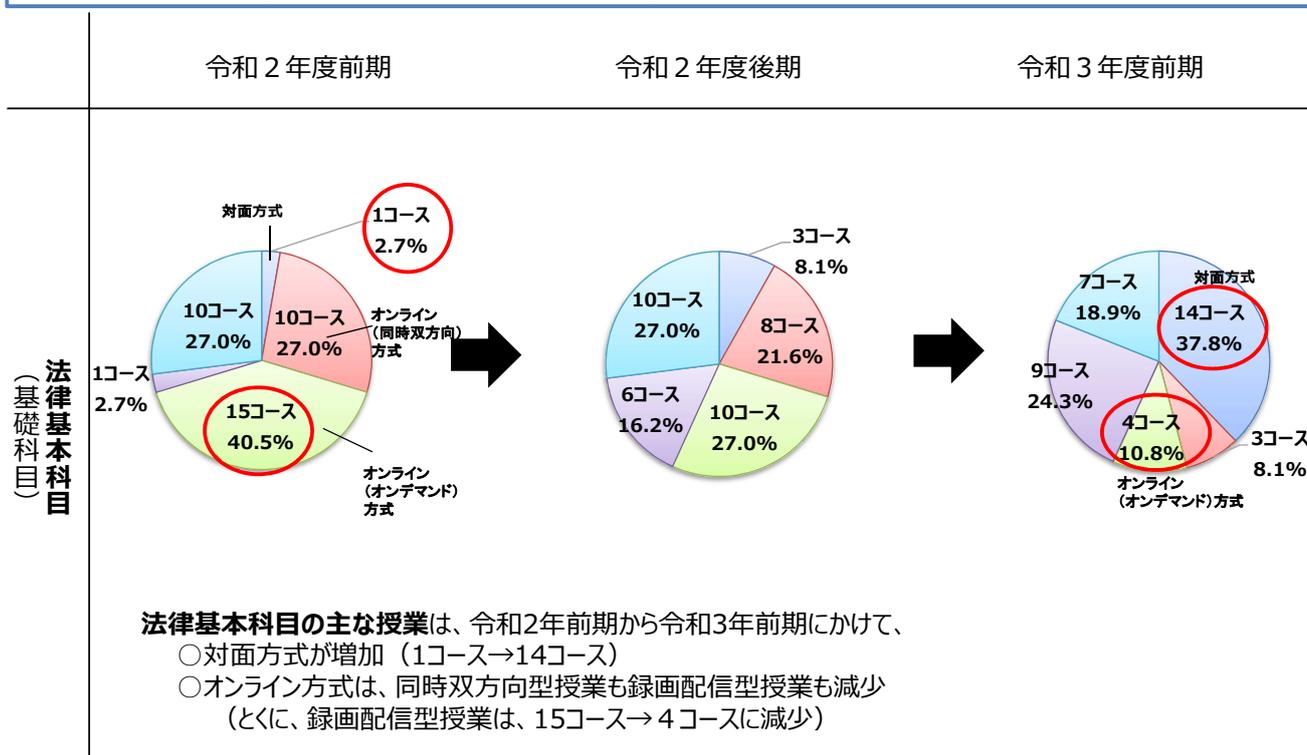
～ICTの活用など～

35

1. 授業（令和2年度及び3年度）

コロナ禍における授業：令和2年度及び3年度前期の授業の実施方法

- a:対面方式（希望する学生については、オンライン方式による出席を認めている場合も含む）
- b:オンライン方式（同時双方向型授業(Zoom などを活用)）
- c:オンライン方式（録画配信型授業(オンデマンド方式)）
- d:対面方式とオンライン方式の併用
- e:その他

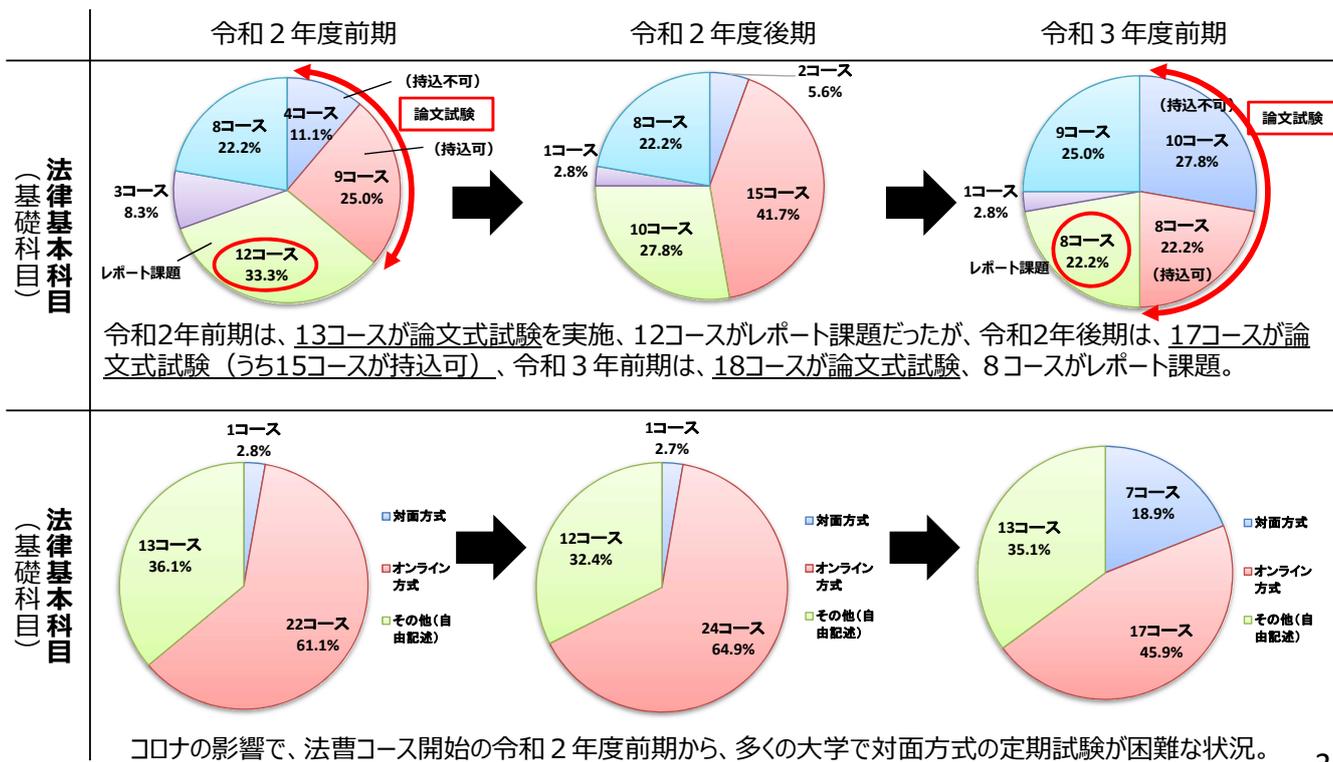


36

2. 定期試験（令和2年度及び3年度）

コロナ禍における定期試験：令和2年度及び3年度前期の試験内容及び実施方法

- a:論文式試験を実施（持込不可、但し六法のみ持込可を含む）
 ■ b:論文式試験を実施（持込可）
 ■ c:論文式試験を実施せず（レポート課題の提出）
 ■ d:実施せず（小テスト等平常点のみ）
 ■ e:その他



37

3. 当初カリキュラムからの変更点など

授業や定期試験について、コロナ等の影響により当初のカリキュラムから変更せざるを得なかった点・実施できなかった点などあるか。【自由記述】

■ 法律基本科目（基礎科目） 法学基礎・隣接科目

○授業の実施方法（対面授業をオンライン授業に変更）

- ・学生の反応を見ながら授業を進めることが難しくなった。教員と学生とが直接コンタクトをとる機会が激減した。
- ・小テスト、質疑応答、グループワークが実施できなかった。
- ・演習系科目での双方向授業、対面授業を実施できなかった。

○定期試験の実施方法（対面試験をオンライン試験に変更）

- ・対面試験が実施できなかった。司法試験を想定した論文式試験をレポート課題に変更せざるを得なかった。
- ・レポートでは推敲にかけられる時間が多くなり、知識も文献等で補えるため、司法試験を想定した定期試験と比べると難易度の低下は否めない。

○授業開始時期（令和2年度）が遅れ、授業スケジュールや内容について変更を余儀なくされた。

- ・学期途中（令和2年度）で授業運営の変更（対面→オンライン）を余儀なくされ、当初のシラバスどおりに実施できなかった科目があった。

■ 上記科目以外

- 海外大学の教員による集中講義を予定していたが、来日が困難になり、開講できなかった科目がある。
- 実務系科目の臨床タイプ授業（模擬法廷など）の実施方法の変更を余儀なくされた。
- 人数の多い演習では、対面授業を実施できず、授業計画を大幅に変更しオンライン授業となっているものがある。

38

4. 論文式試験実施やレポート課題で工夫した点①

コロナ等の影響により当初の予定を変更し、論文式試験以外の方法で実施した場合、工夫した点や苦労した点、学生の理解度や学習状況に関する気づきの点等

■ 論文式試験実施やレポート課題に関して工夫した点

<試験内容>

- 参考文献を見れば一義的に解答が判明するような課題を避けるため、事例問題や授業の具体的な内容に対する批判的検討を求めるような出題とした。
- レポート課題の提出や小テストの回数を通常より増やすなどし、論文式試験と変わらないよう、学生の理解度を測れる工夫を行った。

<試験実施方法>

- システム上の負荷等に配慮したオンライン試験用の時間割を作成した。
- 授業内小テストを実施したり、解答時間を短時間に区切る形での準試験型レポートを実施するなど、様々な評価方法を取り入れ、厳正な評価につとめた。
- 学内で議論を行い、各担当者が、学生の負担を踏まえて適切な分量・回数でレポート等を実施するよう配慮した。
- レポートについては、大学が提供している剽窃防止ソフトを使用し、学生に周知した。

<授業実施方法>

- 毎回の授業で必ず受講者全員が発言するよう双方向授業を徹底した。
- 演習の合間にZoomのブレイクアウトルームを利用し、学生を小グループに分けて質疑応答の補足時間や学生交流の時間を設けるように配慮した。
- オンラインでの参加者による質疑応答の時間がとり難いため、大学のシステムでフォーラム・掲示板を作成し、受講生からの質問に適宜に答えるようにした。
- 演習科目にて、報告レジュメ作成のための図書館利用を促すために、学生、教職員が自宅からアクセスして閲覧することのできる図書館の法学部向けe-bookを大幅に拡充した。

39

4. 論文式試験実施やレポート課題で工夫した点②

コロナ等の影響により当初の予定を変更し、論文式試験以外の方法で実施した場合、工夫した点や苦労した点、学生の理解度や学習状況に関する気づきの点等

■ 懸念点、課題

- 教科書レベルの出題が困難で、理解度を正確に測ることが難しかった。
- レポート課題の出来が良すぎるものが多数見られた。司法試験のような実践的な試験を学部段階で実施できなかった。
- レポート形式が多かったので、限られた時間の中で答案を完成させる練習ができていない。
- レポート課題の場合、学生の理解度、学修到達度を正確に把握し、成績に反映させることは困難な側面がある。
- 学生がオンデマンド方式の授業を視聴しているか等、進捗や履修状況の確認に苦労した。
- 履修科目で指定されていた教科書以外の文献を調査することが望ましいところ、図書館等に行けないため、十分な文献調査ができなかった。

■ 学生の理解度、学修状況

- 学生の理解度を例年と正確に比較することは困難であるが、寄せられる質問の数や内容に照らすと、意外にも、例年より熱心な受講態度を看取することができた。
- じっくり考え抜いたレポートが提出された点で教育効果があった。反面、幅広い知識の定着や短時間で思考をまとめる瞬発力の測定は困難だった。

40